

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会について

〔平成 19 年 7 月 12 日
内閣総理大臣決裁〕

「公務員制度改革について」（平成 19 年 4 月 24 日閣議決定）に基づき、以下のとおり決定する。

- 1 内閣総理大臣の下に「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催する。
- 2 懇談会は、内閣総理大臣の求めに応じ、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を行うこととする。
- 3 懇談会には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 懇談会の庶務は、関係機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣総理大臣が定める。